

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	防災危機管理課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長防委第6号
委 託 業 務 名 称	特別会議室(災害対策本部室)AV設備保守点検業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	映像音響設備の設備性能及び機能を良好に維持し、適切な点検整備を計画的に行うとともに、故障が発生した場合の修理対応に必要な事項を定め、良好なサービスの維持を図る。
履 行 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	627,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 [商号又は名称] 株式会社東和エンジニアリング関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	特別会議室(災害対策本部室)は、災害発生時や緊急時だけでなく、平常時においても式典等で利用しており、常に円滑に運用できるよう、AV設備の定期的な保守点検が必要である。本業務の実施にあつては、軽微な修理や緊急を要する重大な障害の発生時においても迅速な対応が必要であるため、特別会議室にAV設備を導入し、同設備の性能及び機能を熟知している株式会社東和エンジニアリング関西支社と契約を締結する。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>